

平成 23年 12月 15日

上田市長 母 袋 創 一 様

上田中央地域協議会  
会長 小 林 正 幸

意 見 書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり上田中央地域協議会の意見を提出します。

記

1 件 名	歴史的地名を保存・活用したまちづくりについて
2 意見内容	<p>上田中央協議会では、地域まちづくり方針に掲げる「歴史遺産との融合・調和を図るまちづくり」の実現に向け、地域に数多く遺された歴史的資源を地域づくりや観光振興への活用を図る方策と、歴史的に形成されてきた地名や町名を後世に残し、これからのまちづくりにつなげ生かしていく方策の2つの観点から調査・研究を進めてまいりました。</p> <p>歴史的文化遺産ともいふべき地名の保存・活用については、参考図書等による地名にまつわる由来の学習、他市の動向や過去に行われた住居表示施行とその変更に向けた取組の経緯についても研究を行いました。</p> <p>さらに、現行住居表示と歴史的地名に由来する自治会との位置関係を重ね図により確認し、課題の洗い出しを行ったほか、現地踏査により歴史的地名の保存・活用に関する様々な取組の状況についても確認を行ってまいりました。</p> <p>こうした調査・研究や協議を重ねた結果、地域の歴史・文化を現在に伝える地名は、地域の個性や観光資源としての魅力の向上をはじめ、地域に関する住民の認識・関心を高め、コミュニティの活性化を図る上でも、貴重な地域資源であることを再認識いたしました。</p> <p>一方、これまで数回にわたって取組が行われた住居表示変更については、住居表示施行から40年以上が経過し地域住民に浸透・定着していること、住居表示には相当の公的負担と私的負担を伴うこ</p>

とが見込まれることなど様々な課題があり、実現は極めて難しいと考えます。

また、保存・活用すべき「歴史的地名」は、地域づくりにつながる資源の観点から、歴史的由来のある場所や地域、丁町名など広く対象とし、地名が形成された時代については限定しないことが適当と考えます。

こうしたことから、住居表示の変更によらずに、歴史的地名を保存・活用したまちづくりを進める施策について検討し、次のとおり上田中央地域協議会として意見をとりまとめいたしましたので、ここに意見書を提出いたします。

## 記

歴史的地名が自治会名などとして今も息づいている一方、認識が薄れていくことが懸念される現状を踏まえ、歴史的地名を地域資源として保存し、まちづくりに活かしていくため、次の施策を講じることを提言します。

- 1 歴史的地名の積極的使用と既設の表示板・案内板の内容見直し、充実
  - (1) 発行物、文書類などへの歴史的地名表記
  - (2) 表示板の増設、充実
  - (3) 表示板規格・デザインの標準化
  - (4) 住居表示と歴史的地名の併記
  - (5) 地域の意見を反映した表記内容、設置場所の見直し
- 2 自治会をはじめ地域が主体的に行う歴史的地名を保存・活用したまちづくりに対する支援
  - (1) 学習会、研修会の開催や資料収集など、歴史的地名の再認識、顕彰、研究に対する支援
  - (2) 表示板や案内板の設置、マップ作製など、歴史的地名を後世に伝え保存する活動への支援
  - (3) イベントの開催や、景観づくりなど、歴史的地名を活用したコミュニティ活動等への支援

以上、具体的内容につきましては、別紙「歴史的地名を保存・活用したまちづくりについて」のとおりです。

**歴史的地名を保存・活用した  
まちづくりについて**

**平成23年12月15日**

**上田中央地域協議会**

## 1 歴史的地名保存・活用の意義について

### (1) 地域資源としての歴史的地名

先人達が形成してきた地域の歴史と文化を保存し、後世に継承していくことは、現在を生きる私たちの責任であるとともに、単なる郷愁や文化財的な価値にとどまらず、地域への愛着を深め、魅力と活力あるまちづくりを進めるための貴重な地域資源として、最大限に活用を図っていくことが重要です。

城下町の名残や蚕都として発展した地域の歴史・文化を現在に伝える歴史的地名もまた、地域の個性を際立たせ、観光資源として、地域の魅力や活力の向上に、また、地域の歴史を知り、認識や関心を高めることで、地域への愛着や誇りにつながり、コミュニティの活性化を図る上でも、重要な地域資源として、保存・継承を図り、これからのまちづくりに積極的に活用していくべきものであります。

このためには、住民をはじめ地域に関わる多様な主体が自主的に取組を進めるとともに、行政や各種団体などとも連携し、保存・活用を推進する体制や制度を整備していく必要があります。

### (2) 歴史的地名の定義

歴史的地名の多くは、真田氏築城にはじまる城下町の歴史とともに形成されてきましたが、時代とともに「まち」が変遷し、都度新しい歴史に根ざした地名も生まれてきています。

同じ地域にいくつかの時代に由来する複数の地名が存在したり、大きな範囲を示す歴史的地名の地域内に、小さな範囲で歴史的地名が存在したりすることもあり、城下町時代など特定の時代に限定することや、歴史的地名を画一的なものとして位置づけることは難しい状況があります。

また、住居表示変更の対象とされた自治会名として残る地名に限らず、歴史的由来のある場所や地域、丁町名、通り名などを広く歴史的地名としてとらえ、地域づくりにつながる資源として活用を図ることも重要です。

こうしたことから、歴史的地名の保存・活用にあたっては、まずは地域の歴史に根ざした地名を細大漏らさず対象としてとらえた上で、地域住民はじめとする関係主体が、どの時代のどの範囲の地名を保存し、どのような形で活用していくか、地域の実情に応じて判断していくこととし、その上で、保存・活用のための施策などを講じていく必要があると考えます。

## 2 住居表示と歴史的地名について

### (1) 住居表示変更について

住居表示の実施に伴い、由緒ある町名等についてその継承のための措置を講ずることとした住居表示に関する法律の一部改正（昭和 60 年）や市民要望等を受け、市ではこれまでに第一次住居表示見直し（平成 2 年から 4 年）及び第二次住居表示見直し（平成 9 年から 10 年）に取り組みられた経緯がありました。

しかしながら、いずれも住居表示変更実施には至らず、うえだ百勇士委員会提言（平成 15 年）を基に設置された歴史的地名と住居表示に関する研究会（平成 16 年から 18 年）の提言による原町、海野町の 2 地区から先行して住居表示変更を行う取組も、地元合意形成が図られないまま今日に至っている状況です。

住居表示変更が繰り返し議論される背景としては、機械的に付番された丁目や番地が無味乾燥で地域のアイデンティティにつながらないことや、地域コミュニティの中心である自治会の名称と丁町名が一致しないこと、住居表示を聞いても具体的な場所が思い浮かばないなど、住居表示に対する不満があることが考えられます。

一方、こうした不満な点があるにも関わらず、これまで複数回の住居表示変更の試みが実現しなかった原因としては、行政において相応の経費が必要とされるほか、地域住民にも負担が生じること、それほどまでして住居表示変更をしなければならない必然性に市民の理解・協力が得られなかったことなどが考えられます。

実際に、市においては、住民基本台帳の移行や、関連する各種行政情報の修正が必要になり、過去に行われた試算では億近い経費が必要とされています。

地域住民の側でも、案内通知や銀行への届出など個人で数万円、法人では商業登記の変更が必要なことなどから 10 万円程度の負担が生じるとされており。

現在においては、情報化が高度に進み、住居表示変更の影響はより広範囲に及ぶことが予想され、住居表示変更を経費と労力と市民負担を費やすことの意義には疑問が持たれます。

### (2) 自治会名による住居表示について

過去の住居表示変更の議論では、住居表示施行前の地名を旧町名として復活しようという言い方がされてきたように思われますが、自治会名などを正式な町名とした事実はなく、住居表示の施行は、従来大字と地番によっていた表示を住居表示法に基づき丁目、番、号により表示することとしたものであり、この点は住居表示変更を検討する上で基本的な事項として踏まえておく必要があります。

また、自治会名を旧町名としてとらえ、住居表示を変更していくことについての問題点として、まず、住居表示施行から 40 年以上過ぎた今日まで、自治会名は変更されることなく、維持・継承されているという事実は重視すべきであります。

自治会という地域コミュニティは、住居表示が施行されても消滅せず、その名称として歴史的地名は現に維持され続けていることは見てのとおりです。

自治会は任意の地縁団体である上、自治会に帰属する住民によって構成されるものであり、その境界は地区・地域で明確に分けられているものではないことから、法規に基づいて施行され住居表示に自治会の範囲を用いることには課題が多いと思われます。

このほか、自治会名は地域内の主要な通りの名称を元にしており、街路方式による住居表示が適すると思われませんが、現在の住居表示は道路や河川を境とした街区方式によっていることから、部分的な変更や異なる方式を混在させることは、隣接区域との整合性や、住居表示の趣旨であるわかりやすい表示の面からも課題が残ります。

### (3) 自治会名以外の歴史的地名について

歴史的地名には、自治会名になっていない通りの名や、通称として使われてきた地名が数多くありますが、そのほとんどは自治会名のようにコミュニティの呼称として、コミュニティとともに維持されるものではなく、保存・活用に取り組む主体も存在しない状況であり、時間の経過とともに記憶の彼方に消えていくことが危惧される状況にあります。

大手町（住居表示）の中にも、大手町自治会と末広町自治会があり、さらには末広町にはかつて御厩裏と呼ばれた場所があり、大手町には新参町や松原町や仙石町、片平町など、通りごとに歴史的地名があります。

こうした様々な歴史的地名の保存・活用は、自治会に限らず、通りごとといった小さな範囲から、城下町といったより大きな範囲まで、様々な枠組みからの保存・活用のアプローチと、こうした多様な取組を推進するための施策を早急に講じていくことが大切であります。

### 3 歴史的地名を保存・活用したまちづくりの施策

#### (1) 歴史的地名の積極的使用と既設の表示板・案内板の内容見直し、充実

歴史的地名を保存し、まちづくりへの活用を図る契機として、歴史的地名を目にする機会を増やすことで、歴史的地名を市民生活に身近な存在としていくことも大変有意義であり、以下のとおり様々な角度から取組を進められるよう提言いたします。

##### 発行物、文書類などへの歴史的地名表記

現在発行されている観光案内や施設案内等の地図上には、ほとんど歴史的地名が記載されていないように見受けられます。

紙幅の都合上、むやみに掲載情報量を増やすことは、道案内としての本来の性質からは好ましくないことも考えられますが、観光案内への表記は、歴史を感じさせ、イメージアップにもつながることが期待でき、その効果は高いと思われま

す。

また、池波正太郎真田太平記館（原町）、勤労者福祉センター（柳町）、ひとまちげんき健康プラザ（材木町）など、歴史的地名の地域に所在する公共施設については、住所に加えて歴史的地名を記載するなど、可能な範囲で積極的に歴史的町名の表示に努め、歴史的地名を保存・活用する機運を高めていくよう要望いたします。

##### 表示板の増設、充実

第一次住居表示見直しの際、市街地の159箇所に、歴史的地名を表記した町名表示板を設置した経過があり、これは現在も残っているが、主として自治会名を表示したものであり、自治会名以外の通りの名は、ごく一部が自治会名の横に小さく表記されているのみで、内容、設置数ともに十分とは言えない状況です。

また、信号機に付随した地名表記では、市が管理する道路では歴史的地名が使用されていますが、国・県の管理する道路では住居表示であったり城跡公園入り口といった表記であったりしておりますので、国、県とも連携を図りながら、歴史的地名の積極的な使用に努められるよう要望いたします。

##### 表示板規格・デザインの標準化

歴史的地名の表示板については、自治会等による主体的な取組と行政による支援により設置が進むことが期待されますが、行政や各種の設置主体がそれぞれ違った意匠や表示方法で表示したのでは、統一感に欠ける上、何を伝えようとする

ものかわかりにくく、来街者などが住居表示と混同してしまうことも懸念されます。

このため、まずは行政が設置する表示板において、標準となる色づかいや大きさ、表記方法、設置方法などを定め、標準モデルとして示し、各設置主体にも準拠した表示をお願いするほか、助成対象とする場合は要件指定するなどの方法により、規格・デザインの標準化を図ることも必要と思われるので御検討ください。

#### 住居表示と歴史的地名の併記

歴史的地名とともに、住居表示についての表示も少ない状況にあるように見受けられます。

このため、街区の主要な箇所については、住居表示（丁目 番）と大きな範囲の歴史的地名(自治会名)を表記した表示板を設置することも必要と考えます。

このほか、ウォーキングトレイル事業により設置された道標にも、歴史的地名の表記がなされていますが、住居表示と歴史的地名の併記に変更されるよう要望いたします。

#### 地域の意見を反映した表記内容、設置場所の見直し

歴史的地名の定義の項のとおり、地域の状況に応じて判断することが重要なことから、こうした既設表示板の見直しや、新たな表示板の設置あたっては、地域住民はじめ各方面から意見を求め、総合的な調整を図りながら進められるよう要望いたします。

### (2) 自治会をはじめ地域が主体的に行う歴史的地名を保存・活用したまちづくりに対する支援

歴史的地名を地域資源として保存・活用する地域住民等の自主的な取組を推進するため、次の施策を講じることを提言いたします。

#### 歴史的地名の再認識、顕彰、研究に対する支援

歴史的地名を保存・活用していくためには、その名称がどのような歴史に由来するものが、史実等に基づいた正確な情報の収集や学習・研究し、共通理解を深めることがまずもって重要です。

しかしながら、こうした取組には専門的な見地も必要であり、一般の地域住民だけでは、思うように学習や研究が進まないことが考えられ、博物館や公民館など生涯学習の場で、地域の歴史に関する積極的な事業実施や、講師の派遣や斡旋、

様々な情報の収集と提供など、行政や教育・研究機関の協力は欠かすことができません。

また、学習会、研修会などの活動は、地域住民の主体的な活動として行われることに意義がありますが、持続的かつ発展的に活動が行われるためには、活動経費に対する助成・支援も必要であり、新たな制度の新設を要望いたします。

#### 歴史的地名を後世に伝え保存する活動への支援

歴史的地名を保存するためには、地域内外のより多くの人々が、歴史的地名の情報を発信し、知っていただくことが重要であり、そのための具体的な方策としては、表示板や案内板の設置や、歴史的地名マップの作製などが考えられます。

現在でも、城下町活性化による城下町時代に形成された町名とその由来を記載した高札の設置や、末広町自治会では「御厩裏」と呼ばれる地域であった事を伝える表示板の設置など、歴史的地名を後世に伝え保存するいくつかの取組が主体的に進められています。

こうした取組に対する支援施策として、わがまち魅力アップ応援事業や県の元気づくり支援金などの活用も考えられますが、歴史的地名の多様性を考えると、より身近で、気軽に取組を進められる形の支援施策が求められます。

また、こうした活動の推進を図る一方で、様々な実施主体がそれぞれ違った表示を行うのではなく、一定の規格・仕様で統一的な表示としていく上で、助成制度を設ける中で誘導を図ることも必要と思われるので、制度設計の中で合わせて検討されるよう要望いたします。

#### 歴史的地名を活用したコミュニティ活動等への支援

歴史的地名の活用については、歴史的地名を冠したイベントや、歴史にちなんだ行事の開催、歴史的地名に親しむ歩道や公園などの施設整備、地域の歴史に根ざした景観形成など、様々な取組が考えられます。

コミュニティ活性化を図るためにも重要なこうした取組につきましても、助成制度をはじめ行政が積極的に支援し、推進に努められるよう要望いたします。